多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年8月30日

匝 瑳 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	火旭工 件
0				匝瑳市川辺地区	無	令和3年度 ~ 令和7年度	川辺西郷地域資源保全会
0				匝瑳市川辺・栢田・堀川地区	無	令和3年度 ~ 令和7年度	栄東部環境保全会
0				匝瑳市野手地区	無	令和3年度 ~ 令和7年度	野手大根畑環境保全会